

第三次中期計画

1. はじめに

すまいづくりまちづくりセンター連合会（以下、「センター連合会」とう）は、全国各地のすまいづくりまちづくりセンター（以下、「地域センター」という）が広域的に連携しながら、居住者、住宅・建築関係事業者等に対して行う、すまいづくりまちづくりに関する普及・啓発・情報提供活動等について支援することを主な目的として設立された。

センター連合会はこの目的を達成するため、2次にわたり中期計画を策定し、すまいづくりまちづくりに関する事業を計画的に進め、一定の成果を得たところである。

今般、現行の中期計画を継承しつつ、事業運営の安定化等センター連合会の抱える課題に対応するため、センター連合会の中期的な事業運営の方針として、平成28年度を初年度とする第三次中期計画（平成28～30年度）を策定するものである。

2. 基本方針

センター連合会は、地域センターが円滑かつ効果的に事業活動を実施できるよう共通基盤を整備するとともに、地域センターが居住者、住宅・建築関係事業者等に対して行う、すまいづくりまちづくりに関する普及・啓発・情報提供活動を支援することを基本方針として、事業運営の安定化やセンター連合会のネットワーク拡充などに向け、次の4つの事業分野に分けて事業を展開する。

- (1) 居住者、住宅・建築関係事業者等に対する普及・啓発・情報提供事業
- (2) 地域センターが行う事業に対する支援事業
- (3) 地域センター相互間の情報交換、交流等事業
- (4) すまいづくりまちづくりに関する調査研究事業

3. 事業分野別の方針

(1) 居住者、住宅・建築関係事業者等に対する普及・啓発・情報提供事業

センター連合会は、地域センターが各種事業を有効に展開できるように、各地域センターと連携しながら、居住者、住宅・建築関係事業者等を対象として、すまいづくりまちづくりに関する普及・啓発・情報提供を以下のとおり行う。

- 1) 居住者、住宅・建築関係事業者等に提供する地域住宅情報等の整備を進めるとともに「すまいの情報発信局」に参加するなど、すまいづくりまちづくりに関する最新のニュースや行政情報等について、センター連合会のホームページを活用して情報提供サービスの充実を図る。
- 2) 今日的な課題である防災・環境対策や少子高齢化対策等のテーマについて、全国公益法人、地域センター等と連携して、居住者、住宅・建築関係事業者等に対する情報発信を行う。
- 3) 地域の住宅・建築活動と国の支援事業との結節点としての役割を積極的に果たすため、地域センター等と連携して普及事業を推進する。
- 4) 優れたまちなみ・景観の普及啓発を図るため、国や公益法人等と連携して「すまいのまちなみコンクール」等の支援事業を行う。

(2) 地域センターが行う事業に対する支援事業

センター連合会は、地域センターが居住者、住宅・建築関係事業者に対して実施するセミナー・講習会の企画等に係る支援を行う。

- 1) 地域センターが居住者、住宅・建築関係事業者等に対して実施する、セミナー・講習会等の企画立案に係る支援として、開催事例や講師情報などの基礎資料を作成し、センター連合会のホームページで情報提供する。
- 2) 地域センターが都道府県等の要請に基づき行う業務で、センター連合会が実施する国庫補助事業等に関連するものについて、地域センターが業務を効率的かつ円滑に推進できるよう情報提供などの支援を行う。

(3) 地域センター相互間の情報交換、交流等事業

センター連合会は、良好な住宅・建築・まちづくりを推進し、地域センター相互間の情報交換や交流・連携を強化するため、「すまいづくりまちづくり情報交流会」の実施や「ブロック情報交換会」等への支援などを行うなど、センター連合会及び地域センター相互間の交流ネットワークの充実、拡大などを図る。

- 1) 地域センターの事業活動の共通課題、その対応策等についての情報や最新の行政情報等を提供するため、社員・情報会員等が一堂に会して情報交換を行う。また、現地視察等の企画内容の充実及び新たな情報交換等の場の設定など情報交換の活性化を図る。
- 2) 地域センター等がブロック毎に行う、地域特性を踏まえた共通課題等に関する情報交換活動について、効果的な実施方法などを検討するとともに、センター連合会のホームページ上に活動報告を掲載するなど、ブロック内の連携・活性化に向けて支援する。
- 3) 社員及び情報会員相互の情報交換を促進するため、情報提供や意見交換ができる場として、センター連合会のホームページ上に設置した「情報交換コーナー」の積極的な活用を図る。
- 4) 大災害時において、センター連合会と被災地以外の地域センターが連携して、罹災した地域における住宅・建築・まちづくりにかかる復旧や復興を支援するとともに、必要に応じて罹災した地域センターへ人的支援などの業務支援を行う。また、支援に向けた協定締結を引き続き進める。
- 5) センター連合会の活動状況を積極的にPRするなどして、未加入の地域センター等の加入促進を図るとともに、ネットワークの拡充・連携を進める。

(4) すまいづくりまちづくりに関する調査研究事業

センター連合会は、居住者、住宅・建築関係事業者等に対する情報発信や地域センターが行う事業活動への支援の充実を図り、また、安定した事業運営が可能となるような事業の拡充方策などについて調査研究を実施する。実施にあたっては、センター連合会と地域センター等が連携して参画可能な業務方法などを検討する。